

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る通所系サービスにおける在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅でのサービス利用を希望する利用者についての本市の取り扱いは以下のとおりとします。

(1) 居宅等におけるサービス提供に係る要件

- ① 原則として個別支援計画に基づき予定されていた当該利用者の利用日において、事業者が居宅への訪問、電話その他の方法により下記のア、イ、ウの内容に基づいたサービス提供内容等について記録を行った場合に、報酬請求の対象とすることとします。
- ② 記録の提出は不要ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る臨時的な休業または在宅支援の実施状況報告」を毎月提出してください。
- ③ これらの支援を行うことにより利用者負担が発生することについて利用者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と利用者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意して下さい。

ア【利用者の健康管理・安否確認】

感染防止等にかかる衛生面のアドバイスや利用者の状態の聞き取り

イ【日常動作の指導、在宅生活における助言】

自宅での様子等を聞き取り、利用者の特性に応じた生活上のアドバイスや支援方法についての助言

ウ【利用者の不安に対する助言・情報提供】

利用者からの相談受付・情報提供

(2) その他

- ① 本取扱いの対象者は、明石市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村における支給決定者については、所管の担当部局にご確認下さい。
- ② 本取扱いは、従来のサービス提供時の要件及び手続きを変更するものではなく、あくまでも新型コロナウイルス感染症対応に伴う臨時的な取扱いであることにご留意下さい。

【参考（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）】

- ① 令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」
- ② 令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」

以上

【問い合わせ先】 明石市 障害福祉課 自立支援係 (078-918-1344)